

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
様式第1号（第2条関係）		様式第1号（第2条関係）	
[略]		[略]	
当該収益事業に係る所得の計算上益金の額から損金の額を差し引いた額 (地方税法施行規則第6号様式の㉑記載の額)	[略]	当該収益事業に係る所得の計算上益金の額から損金の額を差し引いた額 (地方税法施行規則第6号様式の㉒記載の額)	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
様式第3号（第2条関係）		様式第3号（第2条関係）	
[略]		[略]	
自動車	[略]	自動車	[略]
総排気量	[略]	総排気量	[略]
主たる定置場所在地	[略]		[略]
免除申請税額等	免除を受けようとする期間	免除申請税額等	免除を受けようとする年度
	年 月 日から 年 月 日まで		年度分
[略]		[略]	
[略]		[略]	
様式第4号（第3条関係）		様式第4号（第3条関係）	
[略]		[略]	
期間又は事業年度	[略]	免除する期間又は事業年度	[略]
税 額	[略]	免除する税額	[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
様式第6号ア（第3条関係）		様式第6号ア（第3条関係）	
[略]		[略]	
登録番号		登録番号	
自動車取得税	税 額	自動車取得税	免除する税額
	[略]		[略]
自動車税	期間及び税額	自動車税	免除する年度及び税額
	年 月 日から 年 月 日まで		年度分
	月分 円		円
[略]		[略]	

[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第6号イを次のように改める。

様式第6号イ（第3条関係）

<p>所在地 名称 代表者氏名 様</p> <p style="text-align: center;">自動車税課税免除承認通知書</p> <p>自動車税の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第5条第 項の規定に該当するので、次のとおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>免除する年度及び税額</td> <td style="text-align: center;">年度分 円</td> </tr> </table>	登録番号		免除する年度及び税額	年度分 円	<p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>納税証明書有効期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広域振興局長 氏 名 印</p>	登録番号		納税証明書有効期限	年 月 日
登録番号									
免除する年度及び税額	年度分 円								
登録番号									
納税証明書有効期限	年 月 日								

縦10.0センチメートル、横14.8センチメートル

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は通知書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する様式（様式第1号及び様式第3号に限る。）による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。